

ブロック塀等の除却等の費用を助成します。

～出雲市ブロック塀等安全確保事業のご案内～

地震によるブロック塀等の倒壊による被害を防止し、通行者の安全を確保するため、避難路等に面した危険性の高いブロック塀等の除却又は建替え費用の一部を助成します。

■ ブロック塀等とは？

コンクリートブロック造、組積造（レンガ積・石積等）の構造の塀を指します。

■ 助成の対象となるブロック塀等

次のすべてに該当する塀が対象となります。

- ① 塀の構造がコンクリートブロック造、組積造（レンガ積・石積）であるもの
- ② 次に掲げるいずれかの避難路等に面しているもの

ア 島根県緊急輸送道路ネットワーク計画に定める緊急輸送道路等

イ 小学校又は中学校の通学路

ウ 出雲市地域防災計画に定める避難路

ウ-1. 津波避難計画に定める避難経路

ウ-2. 原子力災害に備えた出雲市広域避難計画に定める避難経路

※ ア 及び ウ-2 の路線は5ページ別図1を参照してください。

※ ウ-1 の路線は市ホームページでご確認ください。

（市トップページ > 市民のくらし > いざという時に > 計画・条例等 > 「出雲市津波避難計画」）

※ イ の路線は、別途、お問い合わせください。

- ③ ブロック塀等の高さが0.8mを超えるもの
- ④ 建築士又はブロック塀診断士の診断により危険と判定されたもの※
（※ 判定基準については、4ページの別表1をご覧ください。）

■ 助成の対象となる費用

助成の対象となる費用は次のとおりです。

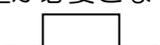
- ① ブロック塀等を除却する費用（除却費）
- ② ブロック塀等を除却し、新たな塀（ブロック塀等を除く。）を新設する費用（建替え費）

■ 助成金額

助成金額は除却費または建替え費の3分の2以内の額です。

ただし、26万4千円を上限とします。

■ 手続きの流れ

項 目	内 容
① 事前相談	<p>○ まずはパンフレットをご一読のうえで、助成対象に該当しそうな場合は窓口へご相談ください。</p> <p>必要に応じて、市職員が現地を確認いたします。</p> <p>☒ご相談窓口：都市建設部建築住宅課指導係 (☎0853-21-6720 ・ 本庁5階)</p> 
② 専門家による判定	<p>○ 事前相談により助成対象に該当しそうな場合は、専門家（建築士・ブロック塀診断士※）による判定が必要となります。</p> 
③ 申請書の提出	<p>○ 専門家の判定により、危険と判定され助成対象になる場合は、申請書を提出してください。</p> <p>※提出書類については、3ページ「手続きに必要な書類」をご覧ください。</p> 
④ 審査・交付決定通知	<p>○ 申請書類の審査後、助成が適当と認められた場合は、補助金交付決定通知書を送ります。</p> <p>○ 補助金交付決定通知書が届いた後に、工事を行ってください。</p> 
⑤ 実績報告書の提出	<p>○ 工事が終わりましたら、速やかに実績報告書を提出してください。</p> <p>※提出書類については、3ページ「手続きに必要な書類」をご覧ください。</p> <p>○ 市の職員が工事完了後の状況を確認し、補助金額確定通知書を送ります。</p> 
⑥ 補助金の交付	<p>○ 補助金額確定通知書が届いた後、交付請求書を提出してください。</p> <p>※提出書類については、3ページ「手続きに必要な書類」をご覧ください。</p> <p>○ 交付請求書受付後、2～3週間で指定口座に補助金を振り込みます。</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 助成事業は、年度内に完了し、請求書が提出できるものを対象とします。 ● 消費税仕入控除を適用する場合には、助成事業に係る消費税相当額は、助成対象に含めることができません。 ● 工事を中止または変更した場合は、速やかに変更申請・取下げ届を提出してください。 ● ブロック塀等の構造が設置時の建築基準法の基準に適合していないなど、助成対象とならない場合がありますので事前にご相談ください。 ● 既に行われた工事の場合は、助成対象になりません。補助金交付決定通知書到着後に着工してください。

※ ブロック塀診断士については、公益社団法人日本エクステリア建設業協会のホームページ「都道府県別ブロック塀診断士リスト」を参考としてください。
(ホームページアドレス) <https://jpex.or.jp/shindansi>

■ 手続きに必要な書類

1. 助成金の交付申請書

- ① 出雲市ブロック塀等安全確保事業補助金交付申請書（※）
- ② 補助対象ブロック塀の概要及び補助対象経費算定書（※）
- ③ 建築士又はブロック塀診断士が作成した補助対象ブロック塀の点検表（※）
- ④ 付近見取図および現況写真
- ⑤ 事業の内容が確認できる図書（配置図・平面図・立面図等）
- ⑥ 対象工事の見積書の写し
- ⑦ 当該ブロック塀等の所有者を確認できる書類（登記事項証明等）
- ⑧ 市税の滞納がないことを証明する書類（市役所市民税課で発行します。）

2. 実績報告書

工事が終わりましたら、速やかに提出してください。

- ① 出雲市ブロック塀等安全確保事業実績報告書（※）
- ② 工事の施工状況写真（施工前・施工中・施工後）
- ③ 対象工事の契約書の写し
- ④ 対象工事の領収書の写し

3. 交付請求

補助金額確定通知書が届いた後に提出してください。

- | | | |
|------------|---|-----------------------------|
| ① 補助金交付請求書 | } | 用紙は補助金額確定通知書と共に
郵送いたします。 |
| ② 口座振込依頼書 | | |

（※）の書類は、市ホームページからダウンロードできます。

市トップページ > 市民の暮らし > 目的や内容で探す > 住まい・まちづくり > 建築 >
「ブロック塀等の除却等の費用に対する助成制度について」

■ お問い合わせ・相談窓口

詳しいことは、下記にお問い合わせください。

〒693-8530 出雲市今市町 70 番地

出雲市都市建設部建築住宅課 指導係

電話：0853-21-6720 fax：0853-21-6594

Mail：kenchiku@city.izumo.shimane.jp

(別表1)

■ 補強コンクリートブロック塀の判定基準（鉄筋が入っていない場合は組積造の塀の点検表を使用）

点検項目	点検内容	点検結果	
		適合	不適合
1 高さ	2. 2m以下	はい	いいえ
2 壁の厚さ	高さ2mを超える塀で15cm以上	はい	いいえ
	高さ2m以下で10cm以上	はい	いいえ
3 鉄筋	壁頂、基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦それぞれ径9mm以上の鉄筋が入っている	はい	いいえ
	壁内に径9mm以上の鉄筋が縦横80cm以内の間隔で入っている	はい	いいえ
4 控壁(高さ>1.2mの場合)	長さ3.4m以内ごとに、径9mm以上の鉄筋が入った控壁が塀の高さの1/5以上突出してある	はい	いいえ
5 基礎(高さ>1.2mの場合)	丈が35cm以上で根入深さが30cm以上の鉄筋コンクリート造の基礎がある	はい	いいえ
6 傾き、ひび割れ	全体的に傾いている(3°以上の傾き)、又は有害なひび割れがある	いいえ	はい
7 ぐらつき	人の力で簡単にぐらつく	いいえ	はい
評価	7項目のうち1つでも不適合があれば、コンクリートブロック塀の安全対策が必要です		

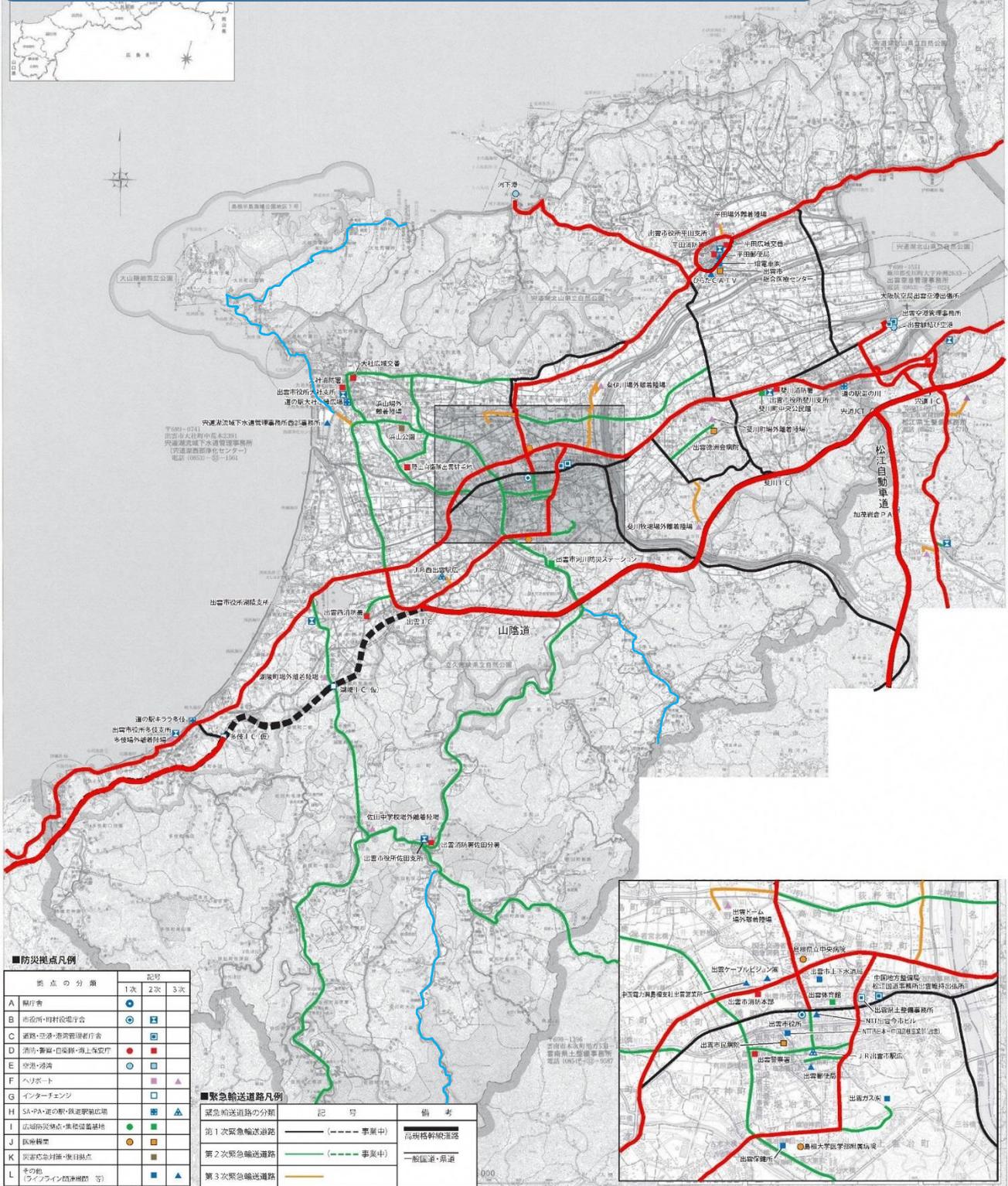
■ 組積造の塀の判定基準

点検項目	点検内容	点検結果	
		適合	不適合
1 高さ	1. 2m以下	はい	いいえ
2 壁の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上ある	はい	いいえ
3 控壁	長さ4m以内ごとに壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出している、又は壁の厚さが必要寸法の1.5倍以上ある	はい	いいえ
4 基礎	根入深さが20cm以上ある	はい	いいえ
5 傾き、ひび割れ	全体的に傾いている(3°以上の傾き)、又は有害なひび割れがある	いいえ	はい
6 ぐらつき	人の力で簡単にぐらつく	いいえ	はい
評価	6項目のうち1つでも不適合があれば、組積造の塀の安全対策が必要です		

ブロック塀等安全確保事業の助成対象となる緊急輸送道路等

【別図1】

※ 下の図の赤・黒・緑・黄・青の路線に面したブロック塀等が対象となります。
 (注：路線は重複しているものもあります。)



- : 通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断結果の報告の義務付け対象となっている緊急輸送道路
- : 第1次緊急輸送道路
- : 第2次緊急輸送道路
- : 第3次緊急輸送道路
- : 原子力災害に備えた出雲市広域避難計画で定める避難経路